

学生・西区連携まちづくり活動補助金に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、神戸市に立地する大学・高専の学生と、西区内に拠点を置く企業・団体等（以下「協力団体」という。）との協働による、区内の様々なまちづくり活動に要する経費の一部または全部を補助することに関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めがあるもののほか、当該補助金について必要な事項を定める。

（対象団体・活動）

第2条 補助事業の対象となる団体及び活動は、前条に掲げる目的を達成するもので、別表に定める要件に適合しなければならない。

（対象経費等）

第3条 前条の事業における、補助対象期間、補助対象経費、補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

（申請の手続き）

第4条 補助を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）、活動計画書（様式第2号）、収支計画書（様式第3号）を、別に定める募集期間に、区長に申請するものとする。

2 学校非公認の団体などで学内担当者の選任ができない場合は、直近1年以内に主催した地域イベントの資料添付により、学内担当者の記載を省略することができる。

（審査）

第5条 区長は、申請された活動について、申請書類による審査を行う。審査は別紙のとおり、要件の確認、内容審査、協力団体への確認の順に行い、採否について決定する。

（交付の決定）

第6条 区長は、前条の決定に基づき、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、申請団体に対し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、申請団体に対し、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（活動の変更等）

第7条 補助事業の対象として採択を受けた団体（以下「活動団体」という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第6号）を、同第2号に掲げる承認をうけようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第8号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により活動団体に通知

するものとする。

- 3 活動団体は、申請書に記載のある補助金の振込先や受任者に変更がある場合は、振込先口座変更届（様式第6号－2または6号－3）を区長に提出しなければならない。

（活動報告書の提出等）

- 第8条 活動団体は、活動終了後、別に定める期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）学生・西区連携まちづくり活動補助金活動報告書（様式第10号）
- （2）事業の実施状況がわかる書類
- （3）収支報告書（様式第11号）
- （4）事業に要した費用を証する書類

- 2 活動団体は、活動予定について、活動の1か月前を目途に区に報告を行わなければならない。ただし、報告の方法については区と協議のうえ決定する。

（交付額の確定・交付）

- 第9条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、活動団体に通知するものとする。ただし、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、補助金規則第16条2項により、活動団体への通知を省略することができる。

（交付決定の取消し）

- 第10条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により活動団体に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月8日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 7 日から施行する。

令和 7 年 2 月 28 日までに実施した活動については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

対象団体	神戸市に立地する大学・高専の学生（関係者を含む。）で構成され、活動を企画・立案・実施する団体・組織。
対象活動	区が提示するテーマに沿って取り組む活動で、次に掲げる要件に適合する活動 (1) 地域住民の理解と協力が得られる活動であること。 (2) 営利を主目的とした活動でないこと。 (3) 協力団体を含む、特定の企業・商品の P R 活動でないこと。 (4) 宗教的活動または政治的活動でないこと。 (5) 神戸市のマスタープラン等の計画に反するものでないこと。 (6) 法令、公序良俗に反しないこと。 (7) 神戸市から他の補助または助成を受けていないこと。
対象期間	当該年度の 4 月 1 日から 2 月末日までとする。なお、交付決定前に実施した活動についても補助対象に含める。
対象経費	当該活動に要する直接経費とし、次の各号に掲げるものは補助の対象から除く。 (1) 申請者・申請団体・協力団体の構成員にかかる人件費 (2) 食料費、打ち上げ、レセプション、光熱水費等にかかるもの (3) 備品（1 年以上使用に耐えるもの）にかかるもの (4) 領収書がない等使途が不明なもの (5) その他区長が適当と認めないもの
補助金の額	対象経費の全部（上限額 100,000 円）を補助する。

(別紙) 第 5 条関係

申請案件について、以下の流れで審査を行う。

1. 要件の確認

本要綱第 2 条、第 3 条の要件を満たしているか確認を行う。

2. 内容審査

(1) 申請活動について、以下の項目を満たしているか審査を行う。

- ① 活動計画が募集テーマと合致していること
- ② 活動が、協力団体や地域にとって有益なものであること
- ③ 活動計画を実施できる体制を有していること
- ④ 収支計画が、社会通念上妥当と認められるものであること

(2) 上記 (1) を満たしたもののについて、以下の項目の該当数により評価し、募集テーマごとに順位付けを行う。

- ① 活動計画が、類似事例の少ない先駆的な活動であるか
- ② 活動計画が、西区で取り組む意味の高いものか
- ③ 学生の専門性を活かした活動であるか
- ④ ターゲットの属性や活動規模に対して、効果的な内容となっているか
- ⑤ 活動終了後も、協力団体や地域にとって有益なものであるか

3. 協力団体への確認

協力団体に対して上記 2 (2) の順位を示したうえで、「連携可能」または「連携不可能」の確認を行う。

4. 採否の決定

上記 3 において「連携可能」となった活動計画の中から、上記 2 (2) の順位を踏まえたうえで、予算の範囲内で採択を行う。